

答申第 242 号

情公第 1520 号
令和 7 年 7 月 16 日

神奈川県教育委員会
教育長 花田 忠雄 様

神奈川県個人情報保護審査会
会 長 高 橋 良

保有個人情報一部開示処分に関する審査請求について（答申）

令和 6 年 5 月 24 日付けで諮問された特定学校の特定個人に係る文書一部不開示の件（諮問第 261 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県教育委員会は、審査請求人に対して行った令和6年1月29日付け保有個人情報一部開示決定において不開示とした情報のうち、別表2に掲げる情報を開示すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第76条第1項の規定に基づき、令和5年12月11日付けで、神奈川県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、「私の息子、〇〇に関連する全ての情報」について保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和5年12月27日付けで、法第83条第2項の規定に基づいて開示決定等の期間を延長した上で、令和6年1月29日付けで、別表1の「処分内容」欄のとおり保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和6年3月15日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

（省略）

4 実施機関の説明要旨

- (1) 本件請求について、審査請求人の息子は既に亡くなっていることから、請求者は法定代理人としての資格は有していないが、過去の裁判例等を参考に、相続人たる請求者は、審査請求人の息子の権利義務を包括的に承継する者として、特に密接な関係を有し、審査請求人の息子にかかる情報が、社会通念上、相続人たる地位を有する父又は母自身の個人情報と同視し得る余地があると考えられると判断し、請求内容に係る保有個人情報が記載された文書を特定した。
- (2) 別表の項番1に係る保有個人情報について

標記文書は「いじめアンケート」及びその集計結果である。当該文書には審査請求人の息子を除く生徒の氏名、属性（学年、クラス、メールアドレス）が含まれており、当該箇所を開示すると特定の個人を識別することができることから、個人識別情報に該当するため不開示とした。

また、当該文書のうち、審査請求人の息子を除く生徒のアンケート回答については、本来安心安全な学校生活であるべき状況が、他との何らかの関わりの中で損なわれている状況等を訴えた内容であり、個人の人格と密接に関わる内容である。加えて当該内容は記載した本人以外に公表しないことを前提に収集しているものである。

したがって、上記内容について記載した本人以外に開示した場合、アンケートに回答した個人の権利利益を害するおそれがあることから、権利利益侵害情報に該当するため不開示とした。

(3) 別表の項番 2 及び 3 に係る保有個人情報について

標記文書は、学校への相談記録である。当該文書には審査請求人の息子を除く生徒の氏名、属性（学年、クラス）が含まれており、当該箇所を開示すると特定の個人を識別することができることから、個人識別情報に該当するため不開示とした。

また、当該文書のうち、相談内容については、開示請求者以外の者（生徒及び関係者）の個人あるいは家庭内の情報（家族構成、生活状況、個人の秘密）など、プライバシーや個人の人格に密接に関わる内容である。

したがって、相談内容を相談者本人以外に開示した場合、相談者個人の権利利益を害するおそれがあることから、権利利益侵害情報に該当するため不開示とした。

(4) 別表の項番 4 に係る保有個人情報について

標記文書は、教員あてのメールである。当該文書には審査請求人の息子を除く生徒の氏名が含まれており、当該箇所を開示すると特定の個人を識別することができることから、個人識別情報に該当するため不開示とした。

また、当該メールは、審査請求人以外の者から教員へ発信されたものであり、人間関係や考え方などについて、発信者の個人的な考えに基づき記載されており、個人の人格に密接に関わる内容である。

したがって、メール内容を相談者本人以外に開示した場合、相談者個人の権利利益を害するおそれがあることから、権利利益侵害情報に該当するため不開示とした。

(5) 別表の項番5に係る保有個人情報について

標記文書は、審査請求人の息子に対する担任の指導記録である。当該文書には審査請求人の息子を除く生徒の氏名、属性（学年、クラス）及び審査請求人を除く関係者の属性（関係性）についての記載があり、当該箇所を開示すると特定の個人を識別することができることから、個人識別情報に該当するため不開示とした。

また、当該文書のうち、関係者（審査請求人以外）の面談内容については、審査請求人以外の者（生徒及び関係者）の個人あるいは家庭内の情報（家族構成、生活状況、個人の秘密）など、プライバシーや個人の人格に密接に関わる内容である。

したがって、相談内容を相談者本人以外に開示した場合、相談者個人の権利利益を害するおそれがあることから、権利利益侵害情報に該当するため不開示とした。

(6) 別表の項番11に係る保有個人情報について

標記文書は、学校が作成した保護者（審査請求人）と学校の面談記録である。当該文書には審査請求人の息子を除く生徒の氏名、属性（学年、クラス）及び審査請求人を除く関係者の属性（関係性）についての記載があり、当該箇所を開示すると特定の個人を識別することができることから、個人識別情報に該当するため不開示とした。

(7) 別表の項番12に係る保有個人情報について

標記文書は、審査請求人の息子の視点から記載した事実経過記録である。当該文書には審査請求人の息子を除く生徒の氏名の記載があり、当該箇所を開示すると特定の個人を識別することができることから、個人識別情報に該当するため不開示とした。

(8) 別表の項番13及び15に係る保有個人情報について

標記文書は、生徒指導のために作成した事実確認記録である。当該文書には審査請求人の息子を除く生徒の氏名、属性（学年、クラス）及び審査

請求人を除く関係者の属性（関係性）についての記載があり、当該箇所を開示すると特定の個人を識別することができることから、個人識別情報に該当するため不開示とした。

また、当該文書は特別指導における事実確認の記録であり、聞き取り内容を開示されることにより、審査請求人以外の者に関わる特別指導の有無、指導内容が特定され、このことにより、該当する個人の社会的立場を害する可能性がある。

したがって、当該箇所を開示すると、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、権利利益侵害情報に該当するため不開示とした。

(9) 別表の項番14に係る保有個人情報について

標記文書は、生徒指導のために作成した特別指導日誌及び審査請求人の息子が記載した反省文である。当該文書には審査請求人を除く関係者の属性（関係性）についての記載があり、当該箇所を開示すると特定の個人を識別することができることから、個人識別情報に該当するため不開示とした。

(10) 別表の項番16に係る保有個人情報について

標記文書は、学校が作成した生徒からの聞き取り記録である。当該文書には審査請求人の息子を除く生徒の氏名の記載があり、当該箇所を開示すると特定の個人を識別することができることから、個人識別情報に該当するため不開示とした。

また、当該記録は、審査請求人の息子以外の生徒から聞き取った内容の記録であり、当該生徒の私生活の状況など、プライバシーに密接に関わる内容が含まれており、個人の人格に密接に関わる内容である。

したがって、聞き取り内容を当該生徒以外に開示した場合、当該生徒の権利利益を害するおそれがあることから、権利利益侵害情報に該当するため不開示とした。

(11) 別表の項番30、31、32及び33に係る保有個人情報について

標記文書は、各生徒の成績一覧及び科目ごとの成績評価等を記載したものである。当該文書には審査請求人の息子を除く生徒の氏名、属性

(学年、クラス)の記載があり、当該箇所を開示すると特定の個人を識別することができることから、個人識別情報に該当するため不開示とした。

また、当該文書は第三者の各教科学習評価及び出欠席の状況が記載されたものであり、学習評価等は個人の人格、能力を判断する情報であることから、プライバシーや個人の人格に密接に関わる内容である。

したがって、当該箇所を当該生徒本人以外に開示した場合、当該生徒の権利利益を害するおそれがあることから、権利利益侵害情報に該当するため不開示とした。

5 審査会の判断理由

実施機関は、本件請求に対して特定した保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の一部（以下「本件不開示情報」という。）が法第78条第1項第2号に規定する不開示情報に該当することを理由に本件処分を行っていることから、以下、その妥当性を検討する。

なお、審査請求人（以下「A」という。）は本件請求において、死亡した子（以下「B」という。）の保有個人情報を請求したものと認められるが、実施機関は前記4(1)のとおり、Bの保有個人情報が社会通念上A自身の保有個人情報と同視し得る余地があるとして本件保有個人情報を特定しているため、以下、これを前提に検討する。

(1) 法第78条第1項第2号本文該当性について

本件保有個人情報が記載された各行政文書には、A以外の者（以下「本件第三者」という。）の氏名及び本件第三者の言動等に関する内容が記載されているから、本件不開示情報は一体として法第78条第1項第2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報と認められる。

(2) 法第78条第1項第2号ただし書該当性について

上記(1)のとおり、本件不開示情報は法第78条第1項第2号本文に該当すると認められるが、同号ただし書イからハマまでに該当すれば例外的に開示対象となることが定められていることから、以下、同号ただし書該当性

を検討する。

ア 別表2の項番5に掲げる情報

当審査会が確認したところ、標記情報は①Aが教員と会話した際に同席した者の情報、②Aが教員と会話した際に会話中に現れた者の情報、③教員と会話したAの配偶者の情報及び、④Bが教員と会話した際に会話中に現れたAの配偶者の情報であると認められる。

これらの情報はいずれも、A自らが教員と会話した際の情報又はAの配偶者に関する情報と認められるため、Aが当然に知っている情報又は知り得る情報として、法第78条第1項第2号ただし書イに規定する「慣行として請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」であると認められる。

イ 別表2の項番11に掲げる情報

当審査会が確認したところ、標記情報は①Aが教員と会話した際に同席した者の情報、②Aが教員と会話した際に会話中に現れた者の情報及び、③Aが教員との会話時に持参した動画内に氏名が現れた者の情報であると認められる。

これらの情報はいずれも、A自らが教員と会話した際の情報と認められるため、Aが当然に知っている情報として、法第78条第1項第2号ただし書イに規定する「慣行として請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」であると認められる。

ウ 別表2の項番13に掲げる情報

当審査会が確認したところ、標記情報は教員がBに対し行った指導の内容をAとともに聞いた者の情報であると認められる。

当該情報は、A自らが教員と会話した際の情報と認められるため、Aが当然に知っている情報として、法第78条第1項第2号ただし書イに規定する「慣行として請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」であると認められる。

エ 別表2の項番14に掲げる情報

当審査会が確認したところ、標記情報はBとともに教員と会話したAの配偶者の情報であると認められる。

当該情報は、Aの配偶者がBの学校生活に関し教員と会話した際の情報と認められるため、ともにBを監護・養育するAが当然に知っている情報として、法第78条第1項第2号ただし書イに規定する「慣行として請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」であると認められる。

オ 小括

以上のことから実施機関は、本件不開示情報のうち別表2に掲げる項番5、項番11、項番13及び項番14に掲げる情報を、法第78条第1項第2号ただし書イに規定する「慣行として請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」として開示すべきである。

一方、その余の本件不開示情報は、法第78条第1項第2号ただし書イからハまでに規定する例外的な開示情報のいずれにも該当しないと認められる。

(3) 法第79条の部分開示の可否について

法第79条は部分開示の義務について定めている。そのため、上記(2)で開示すべきと判断した情報を除いた本件不開示情報（以下「部分開示検討情報」という。）について、法第79条に基づく部分開示の可否について検討する。

この点、まず部分開示検討情報のうち個人の氏名は、特定の個人を識別できる情報であることから部分開示の余地はない。一方、その余の部分開示検討情報には、Bが在籍した学校の生徒の成績評価に関する情報のほか、当該生徒及びその保護者（以下「本件生徒等」という。）の学校生活又は私生活上の出来事の具体的な態様及びそれに対する本件生徒等の心情が記載されていることが認められる。そのため、これを開示すると本件生徒等の権利利益が害されるおそれがあることは否定できず、法第79条による部分開示をすることはできない。

したがって、実施機関が法第79条に基づく部分開示をしなかったことは妥当である。

(4) 結論

以上のことから、実施機関は、本件不開示情報のうち別表2に掲げる情

報は開示すべきであるが、その余の本件不開示情報について実施機関が開示しなかったことは妥当である。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

項番	開示請求に対して特定した保有個人情報の概要	処分内容
1	いじめアンケート(特定年月) 及びいじめアンケート集計(特定年月)	一部開示
2	相談記録1 (特定年月頃作成)	一部開示
3	相談記録2 (特定年月頃作成)	一部開示
4	教員あてメール (特定年月日付)	一部開示
5	担任指導記録	一部開示
6	特定課課長あて相談依頼 (特定年月日付)	開示
7	進路変更に伴う諸会費等の返金お知らせ (特定年月日付)	開示
8	授業料の徴収について (特定年月日付)	開示
9	電話対応記録(特定年月日付)	開示
10	保護者来校時に持参された資料	開示
11	保護者との面談記録 (特定年月日付)	一部開示
12	事実経過記録 (本人記入) (特定年月日付)	一部開示
13	事実確認記録 (特定年月日付) 及び事実確認記録(報告用) (特定年月日付)	一部開示
14	特別指導日誌(特定年月日) 及び反省文	一部開示
15	事実確認記録 (特定年月日付)	一部開示
16	聞き取り記録 (特定年月日付)	一部開示
17	生徒カード	開示
18	防災カード	開示
19	生徒指導要録	開示
20	身体計測個人カード	開示
21	心臓病調査票	開示
22	健康基礎調査票	開示
23	健康診断事前調査票	開示
24	生徒学生健康診断票 (一般)	開示
25	生徒学生健康診断票 (歯・口腔)	開示
26	児童生徒健康診断票 (一般) 中学校	開示
27	児童生徒健康診断票 (歯・口腔) 中学校	開示
28	児童生徒健康診断票 (一般) 小学校	開示
29	児童生徒健康診断票 (歯・口腔) 小学校	開示
30	成績一覧表 (特定年前期)	一部開示
31	科目別成績処理シート (特定年前期)	一部開示
32	成績一覧表 (特定年後期)	一部開示
33	科目別成績処理シート (特定年後期)	一部開示

別表 2

項番	開示すべき情報
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ 11 月 22 日の記録中、1 行目 7 文字目から 8 文字目 ・ 1 ページ 11 月 22 日の記録中、2 行目 2 文字目から 3 文字目 ・ 2 ページ 11 月 28 日の記録中、5 文字目 ・ 2 ページ 12 月 16 日の記録中、3 行目 2 文字目から 5 文字目 ・ 4 ページ 2 月 7 日の記録中、5 行目 30 文字目から 31 文字目 ・ 5 ページ 2 月 21 日 18 : 00 の記録中、2 行目 34 文字目 ・ 5 ページ 2 月 21 日 18 : 00 の記録中、5 行目 3 文字目から 4 文字目 ・ 6 ページ 2 月 22 日の記録中、8 行目 2 文字目から 3 文字目 ・ 6 ページ 2 月 22 日の記録中、9 行目 39 文字目から 40 文字目 ・ 8 ページ 3 月 7 日の記録中、13 行目 2 文字目から 5 文字目 ・ 9 ページ 3 月 7 日の記録中、1 行目 2 文字目から 5 文字目 ・ 9 ページ 3 月 7 日の記録中、2 行目 6 文字目から 7 文字目 ・ 9 ページ 3 月 7 日の記録中、4 行目 2 文字目から 5 文字目 ・ 9 ページ 3 月 7 日の記録中、14 行目 2 文字目から 3 文字目 ・ 9 ページ 3 月 7 日の記録中、22 行目 7 文字目から 8 文字目及び 10 文字目から 11 文字目 ・ 9 ページ 3 月 7 日の記録中、23 行目 5 文字目から 6 文字目 ・ 13 ページ 7 月 31 日の記録中、13 行目 24 文字目から 27 文字目 ・ 13 ページ 7 月 31 日の記録中、14 行目 6 文字目から 7 文字目 ・ 13 ページ 7 月 31 日の記録中、15 行目 5 文字目から 6 文字目
11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ 4 行目 8 文字目 ・ 1 ページ 12 行目 20 文字目から 23 文字目 ・ 1 ページ 16 行目 2 文字目から 5 文字目 ・ 1 ページ 18 行目 2 文字目から 3 文字目 ・ 1 ページ 19 行目 2 文字目から 3 文字目 ・ 1 ページ 25 行目 7 文字目から 8 文字目 ・ 2 ページ 6 行目 2 文字目から 3 文字目 ・ 2 ページ 7 行目 1 文字目 ・ 2 ページ 14 行目 7 文字目から 8 文字目 ・ 2 ページ 29 行目 1 文字目から 2 文字目 ・ 2 ページ 31 行目 7 文字目から 8 文字目 ・ 3 ページ 14 行目 26 文字目から 27 文字目 ・ 3 ページ 16 行目 17 文字目から 18 文字目 <p>※タイトル行及び記号のみで構成された行は 1 行と数えた。</p>
13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ「指導内容・期間等の記録」欄のうち、「保護者」欄の不開示情報
14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 ページ 2022 年 6 月 28 日の記録中、日付「I」欄の不開示情報

※句読点、複数桁の数字及び記号はいずれも 1 文字と数えた。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年5月24日 (収受)	○ 諮問
令和7年4月21日 (第354回審査会)	○ 審議
令和7年5月27日 (第355回審査会)	○ 審議
令和7年6月30日 (第356回審査会)	○ 審議

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	現職	備考
飯島 奈津子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
嘉藤 亮	神奈川県大学教授	会長職務代理者
金井 恵里可	文教大学教授	
高橋 良	弁護士（神奈川県弁護士会）	会長
中 嶋 慶 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（令和7年7月16日現在）（五十音順）